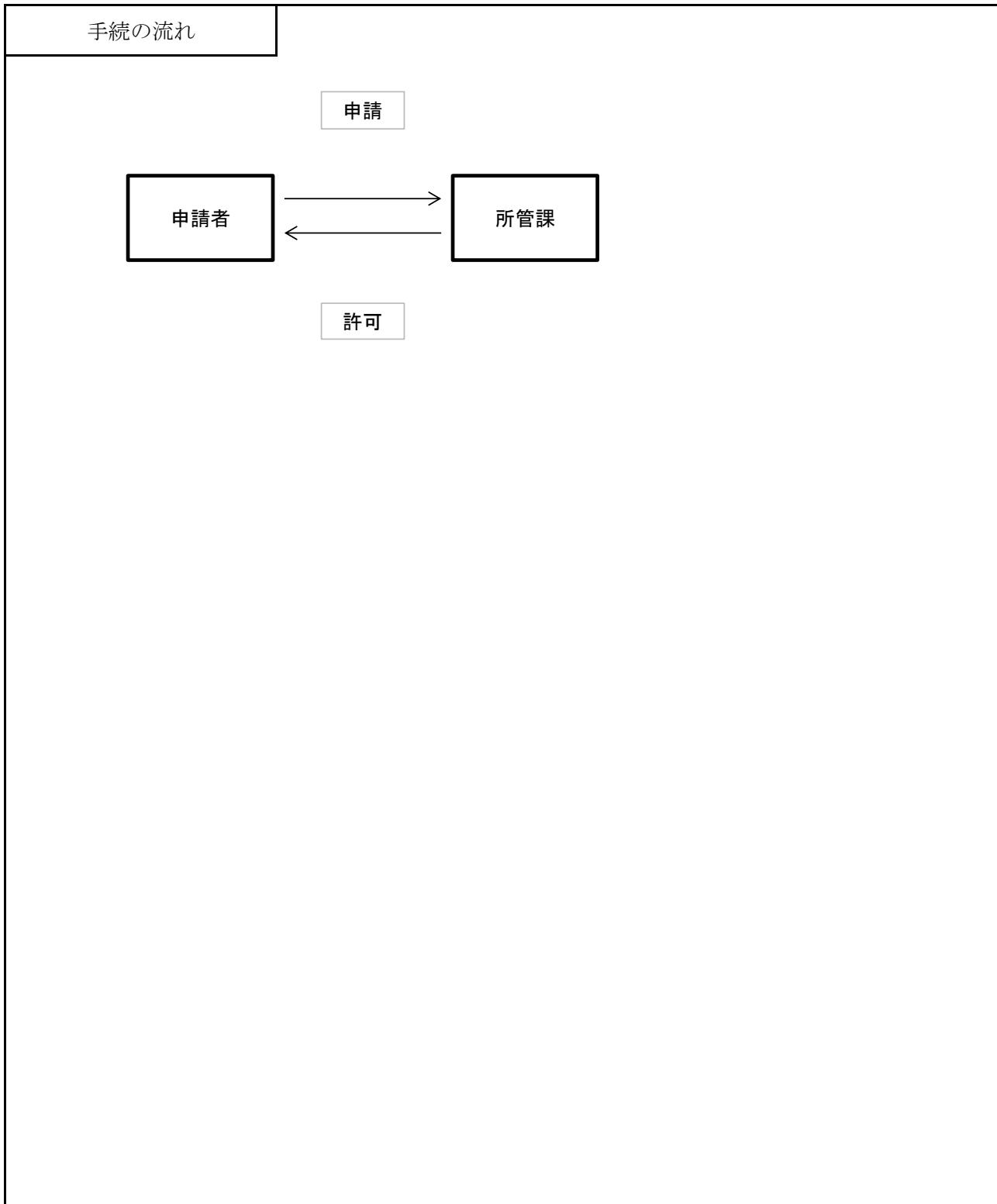


## 審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	建築行為等の許可	
処 分 の 概 要	建築行為等の許可をする。	
根 抱 法 令 名	都市再開発法(昭和44年法律第38号)	
条 項	第66条第1項	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
審 査 基 準	未設定	
<b>【根拠法令等】</b> 都市再開発法 (建築行為等の制限) 第六十六条 第六十条第二項各号に掲げる公告があつた後は、施行地区内において、第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事（市の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は市が第二条の二第四項の規定により施行する第一種市街地再開発事業にあつては、当該市の長。以下この条、第九十八条及び第一百四十一条の二第二号において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。